

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第355号)

平成17年2月14日

横情審答申第355号

平成17年2月14日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年7月9日総人第143号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民から懲戒処分申立書が市長に提出された際の実行窓口及び検討
部署を記載している文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市民から懲戒処分申立書が市長に提出された際の取扱い窓口及び検討部署を記載している文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民から懲戒処分申立書が市長に提出された際の取扱い窓口及び検討部署を記載している文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年4月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 市民から懲戒処分申立書を提出された場合の取扱いについて

市民から懲戒処分申立書が提出された場合には、一般的な文書を受理する場合と同様に、最初に対応した部署において内容を確認した上で、市役所全体の広聴窓口である市民局広報相談部広聴相談課（平成15年当時は、市民局広報相談部広聴課。以下「広聴相談課」という。）を経由するか、又は直接に詳細な内容確認を行うことができる部署に転送することになる。その後、転送された部署において詳細かつ客観的に事実確認を行い、懲戒処分に該当する可能性のある案件であれば、総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）に対して報告を行うこととなる。報告を受けた人事課では、処分が必要な場合には処分の手続を行うこととなる。

(2) 都市経営局市長室秘書課及び広聴相談課における対応について

平成15年10月30日に提出された懲戒処分申立書について、都市経営局市長室秘書課（以下「秘書課」という。）においては、市政に対する要望等を統括する広聴相談課を経由するのが望ましいと判断し、広聴相談課を案内した。そして、広聴相談課で一旦受理し、懲戒処分申立書の内容が建築局の職員の処分に関するものであったことから、第一義的に所管である建築局で対応することが望ましいと判断し、建

築局に転送した。

したがって、秘書課及び広聴相談課の対応は、より詳細に事実確認を行うことができる部署へ文書を転送し、問題解決を図ろうとしたものである。

なお、懲戒処分申立書の対象となっている建築局宅地指導部や建築指導部ではなく、建築局総務部総務課に文書を転送したのは、当事者としてではなく、客観的な立場から詳細な事実確認ができると判断したためである。

(3) 本件申立文書の不存在について

懲戒処分申立書を含め、市政に関する意見や要望と認められる書類が提出された場合には、案件ごとに、最初に受け付けた部署で内容を確認したうえで、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）を参考としながら、最も詳細かつ客観的に事実確認を行い得る部署で対応している。したがって、懲戒処分申立書を取り扱う窓口及び検討部署については、あらかじめ明文化していない。

よって、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月30日に市長に提出するため妻を同行させて秘書課に出向いたところ、秘書課の男性職員がその文書を一読した後、申立人に「昨年からのこれらの文書などは市長室では受理しなくなり、窓口が変更になったので、そちらにご案内します。」とあって、申立人と妻は1階の広聴相談課に案内された。

ところが、秘書課の男性職員と広聴相談課の責任者との話し合いがなかなかまとまらず、申立人はしばらく待機を命じられ、最終的には広聴相談課の職員が迷惑そうに受理した。

これらのことから申立人は秘書課の男性職員の前述の言動の事実を確認するために本件請求を行ったのである。

しかるに、本件申立文書を作成・取得・保有していないという理由は全く前述の秘書課の男性職員の言動と一致せず、虚偽の理由と言わざるを得ない。

(2) 懲戒処分申立書をどのような理由で当事者の建築局に回付したのか定かではないが、中立的な第三者の委員会でもなく、さらに、これらの文書の窓口及び検討部署

を記載した文書が存在しないのであれば公務員の不正行為を防ぐことは困難であると言わざるを得ない。

仮に、市当局が本件申立文書を作成していないのであれば秘書課の男性職員が申立人を欺き虚偽の説明を行ったと言わざるを得ない。

- (3) 非開示理由説明書の懲戒処分申立書の取扱いが事実であるならば、申立人が平成15年10月30日に懲戒処分申立書を秘書課に提出した際に男性職員が説明したことと矛盾する。

したがって、非開示理由説明書は、行政の一般的な建前論を主張しているに過ぎず、広聴相談課の職員が迷惑そうに受理し、さらに、広聴相談課の係長の話とも矛盾する。

これらのことから、市職員は市民に対してその場しのぎの言動を行い、市民が問題を提起すると組織的に違法行為を隠蔽・幫助することが明白である。

仮に、懲戒処分申立書の取扱窓口が規定されている文書が存在しないのであれば、申立人が平成15年10月30日に懲戒処分申立書を提出した際、前市長時代の秘書課と同様に秘書課で受理し、その後、検討部署に配布すべきではないか。

申立人は、平成15年10月30日に懲戒処分申立書を提出した際の秘書課の男性職員の言動を信じて関係文書の情報公開請求を行ったのである。

また、市民から懲戒処分申立書が提出された際の取扱窓口がいまだ規定されていないのであれば、その取扱窓口を明文化すべきであると考える。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、市民から市長に対し懲戒処分申立書が提出された際の取扱窓口及びその検討部署について記録されている文書である。

申立人は、平成15年10月30日に秘書課に懲戒処分申立書を提出しようとした際に、秘書課担当者から懲戒処分申立書の取扱窓口が昨年から変更になったと説明されたことから、この担当者の言動の事実を確認するために本件請求を行っているとは主張している。

- (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市民から懲戒処分申立書が提出された場合には、最初に対応した部署において内容を確認した上で広聴相談課を経由するか、又は直接に詳細な内容を確認できる部署に送付することとなると説明している。

イ 市民からの市職員の懲戒処分申立てについては、法令等に規定されているものではないため、懲戒処分申立書に記載される内容はさまざまであると考えられる。このため、内容に応じて陳情等の広聴関係文書として処理するものと、その他担当部署に送付して処理するものがあるという実施機関の説明は不自然ではない。このように記載された内容によって処理方法が異なるものであることから、懲戒処分申立書の一般的な取扱窓口や検討部署は明文化されていないとの説明に特段の不合理は認められない。

ウ このように、本件申立文書は存在しないという実施機関の主張に不合理な点は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年7月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年7月30日 (第41回第一部会) (第41回第二部会)	・諮問の報告
平成16年8月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月7日 (第53回第一部会)	・審議
平成17年1月21日 (第54回第一部会)	・審議